

## COVID-19 に関する倫理的意思決定 (IFSW ニュース 2020 年 4 月 7 日)

COVID-19 の危機は専門職の役割を日頃から担っている世界中のソーシャルワーカーにとっての挑戦である。都市封鎖というような特別な状況下にあっても、多くのソーシャルワーカーは地域社会や事務所でクライアントに会い、それ以外の学校や病院などのいろいろな場所でもクライアントとごく近い距離で働いている。資源が不足し、多くの場合、安全装備のない中で、ソーシャルワーカーはクライアントとの対面接触において難しい決断をしなければならないような場面に直面している。さまざまなことを熟慮する際に、われわれの倫理原則は判断の指針を与えることができる。

倫理原則 3. 4 に注意を払うことはとくに重要である。ソーシャルワーカーは自分の安全と安心が脅かされうる状況に気づき、そうした状況下で慎重になることが必要である。ソーシャルワーカーは危機的状況にさらされるような場所で敢えて働くことをしてはならない。現在、WHO（世界保健機構）と CDC（疾病調整センター）はともに、COVID-19 は強い感染力を持つが、予防的な行動をするならば感染の機会は少なくなり、さらに周囲に感染を広げることを防ぐこともできると明言している。

ソーシャルワーカーは WHO の忠告通りの簡単な予防措置を講ずることにより、COVID-19 の感染と拡散の機会を減らすことができる。

- ・ 定期的に徹底した手洗いをを行う。 アルコールによる消毒か石鹸と水による手洗い。  
理由：石鹸と水による手洗いと、アルコールによる消毒は手に付着したウイルスを殺す
- ・ 咳やくしゃみをする人がいる場合には、自分と他者との間に少なくとも 2 メートル（6 フィート）以上の距離を維持する。  
理由：咳やくしゃみにより、鼻や口からウイルスを含む微小な飛沫が拡散する。密に接近している状況では、相手が罹患しているような場合には COVID-19 を含む飛沫を吸い込むことになる。
- ・ 目、鼻、口を触らない  
理由：手がさまざまな物に触ることでウイルスが付着する。汚染された手がウイルスを目や鼻や口に運ぶことになり、ウイルスはそこから体内に入り、罹患する。
- ・ あなたもあなたの周囲の人も咳エチケットを確実に守ること。咳やくしゃみをする時にはひじをまげた腕やティッシュを使って口と鼻を覆う。使用済みのティッシュは直ちに捨てる。  
理由：飛沫がウイルスを拡散させる。エチケットマナーを守ることで、風邪やインフルエンザや COVID-19 などのウイルスから周囲の人を守ることができる。
- ・ 具合が良くない時には家から出ない。熱や、咳や呼吸困難があるときには医療的治療を求めるために事前に電話をする。自分の地域の保健所の指示に従う。  
理由：中央と地方の当局はそれぞれの地域の最新の情報を把握している。事前に電話を

かけることにより、あなたの所管の医療者は迅速に適切な医療機関をあなたに紹介することができる。そのことはあなたを保護するだけでなく、ウィルスの拡散と他者への感染を予防することになる。

- ・ COVID-19 の感染地域（COVID-19 の感染が広がっている都市または地方）の最新のデータを常に把握している。

理由：自分は COVID-19 の感染リスクが高いことを知るようになる。

ソーシャルワーカーがクライアントと対面するか否かを判断しなければならない場面に遭遇する場合の基準は、できる限りすべての人が安全でいられるようにすることである。ワーカーがクライアントと会う時には、ワーカーとクライアントだけが感染のリスクを負うのではなくて、ワーカーとクライアントが接触するだろう大勢の人々にも感染させてしまうリスクがあるのである。

次の問いかけを行うことが、ソーシャルワーカーが公衆衛生の指示や指導とクライアントに対する倫理的な義務との均衡を取るうえでのジレンマを解決するために役立つと思われる。

- 1 COVID-19 パンデミックのこの時期に、安全に実践するためにはどうすべきかについて役立つような政策がその機関に存在しているか。（もし、機関がそのような政策を擁護する考えがない場合には、専門職はリスクについて個人的に判断をするべきではない。あなたは専門的かつ倫理的行動を行いたいというニーズを最大に明確にするためにどうすべきかを考えなければならない。）
- 2 クライアントからワーカーへの接触が、あなたやあなたのチームにとって必要であると思われる場合に、接触の可能性、あるいは、ウィルスの拡散を少なくするためにあなたは何かができるか。
- 3 できる限り安全に留意して個人的な接触をしなければならない場合、保護資材が入手できるか。（適切なマスク、手袋、手洗いや消毒の可能性、殺菌された事務所スペースまたは車両等）
- 4 PPE(個人的防護具)がない状況で、クライアントとワーカーが接触せずに行うことのできるソーシャルワークの介入はあるか。
- 5 保護資材を確保する以外にどのようなリスクが存在するか。例えば移動に関しては、公共交通機関による場合でも、車による場合でも、ソーシャルワーカーが互いの距離が 2 メートル以内で働かなければならない時に、あなたの機関やチームはどのような安全の基準を示しているか。（そのように近距離で仕事をする場合にマスクの着用が一般常識であることは言うまでもない）

あなたを雇用している組織が、あなたがクライアントと直接に対面せざるを得ないよう

な状況を意図している場合には、あなたは I F S W の倫理原則、特に 3. 4 を宣言すべきである。すなわち、「ソーシャルワーカーはあえて不正な政策やその実践に挑戦して、雇用主や政策策定者や政治家に対して、また、公的状況が、その政策や資源が不適切であり、または政策やその実践が圧制的で、不正で、有害な場合にはその状況に対して注意を促すように働きかける。そのような行為によりソーシャルワーカーが不利を被ることがあってはならない。」

ソーシャルワーカーは自分の安全や安心が脅かされる状況に気づき、そのような状況下では慎重に選択しなければならない。ソーシャルワーカーは危険にさらされるかも知れない活動を強制されてはならない。あなたの決定の戦略は自国の倫理綱領に準じていることはもちろんであるが、倫理的、臨床的、法的、その他の適切な判断を求めることも忘れてはならない。

自分の決定と、クライアントを援助するために必要な状況を十分に考慮した上で、あなたがクライアントと直接対面することが必要であるという結論に達したのであれば、あなたは、自分ができるすべてのことを、自分が計画しているクライアントとの直接的接触に関連したガイドラインを確実に守って行わなければならない。

最後の注意点として、倫理原則の 9. 6 を述べる。「ソーシャルワーカーは、職業上、私生活、そして社会生活において、職業上そして個人的に自身を必要に応じて、自己管理する義務があります。」

世界中のソーシャルワーカーが COVID-19 ウィルスにどのように立ち向かっているかについては IFSW のウェブサイト参照してほしい。

キャスリン・コンリー・ウェールマン Ph.D. LCSW (IFSW コロナウイルス情報センター) < J A S W 国際委員長 春見静子訳 >